

公益社団法人 日本気象学会 委員会規程

制定 平成25年（2013年）4月10日

公益社団法人日本気象学会細則（以下、「細則」という。）に定める委員会および特別委員会の運営に関しては、この規程の定めるところによる。

（目的）

第1条 この規程は、細則第8章に基づき事業執行のために設置する委員会（以下「委員会」という。）および臨時の目的のために設置する特別委員会（以下「特別委員会」という。）の構成等について定める。

（構成）

第2条 委員会並びに特別委員会（以下、「委員会等」という。）は、原則として会員により構成する。

- 2 委員会等に、委員長をおく。委員長は、理事会の承認に基づき、理事長が委嘱する。
- 3 委員会等の委員は、委員長の推薦に基づき、理事長が委嘱する。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員の中から、副委員長、幹事、顧問等を選任することができる。

（部会等）

第3条 委員会等は、必要に応じて、部会、小委員会、ワーキンググループ（以下「部会等」という。）を設けることができる。

- 2 部会等の責任者及び構成員は、当該部会等を設置する委員会の委員長の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その委員会の任務の終了したときは、この限りとしなない。

- 2 委員会の委員は再任を妨げない。また、委員は任期の終了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 3 特別委員会の委員の任期は、原則として、その特別委員会の存続期間とする。

（業務）

第5条 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会等を代表し、委員会活動を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。

（開催）

第6条 委員会等は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、文書をもって委員の意見を徴し委員会等の開催に代えることができる。この場合は、その結果を委員に通知しなければならない。

（成果の報告）

第7条 委員長は、委員会等の事業および活動の成果を理事会に報告し、かつ会員等に公表する。

（事業計画および予算）

第8条 委員長は、理事長が指定する期限までに翌年度の事業計画および活動計画（部会等のもを含む。）および予算案（部会等のもを含む）を理事長に提出する。

- 2 理事長は、必要に応じて各委員長に対し事業計画および活動計画の変更を求め、また予算案を変更することができる。
- 3 理事長は、前項の業務を理事に委嘱することができる。

(事業報告)

第9条 委員長は、当該年度終了後、速やかに事業報告および活動報告（部会等のものを含む。）を理事長に提出する。

(規程等)

第10条 委員会等は、運営・活動等に必要な規程・規則・内規・要領等を定めることができる。

(規程の変更)

第11条 この規程を変更する場合は理事会の決議を得なければならない。

附則

1 本規程は、平成25年4月10日から施行する。